平成２１年（フ）第４４号
京都府亀岡市荒塚町内丸１番地
破産者　藤田　憲二
1　破産債権の届出期間　平成21年９月９日まで
2　一般調査期日　平成21年10月28日午前10時
平成21年７月29日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第１１１号
大分県日田市本町４番25号
破産者　穴井　健一
1　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
2　一般調査期日　平成21年11月11日午後２時
平成21年７月27日　大分地方裁判所日田支部

債権者集会招集

平成１６年（フ）第２３６号
埼玉県朝霞市田島１丁目６番５号
破産者　有限会社丸利根工務店
代表者代表取締役　須貝　数人
1　期日　平成21年９月29日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年７月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４１２号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3860番地、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市東合川７丁目10番33号
破産者　第三薬品株式会社
1　期日　平成21年９月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月28日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第４１３号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3860番地
破産者　谷口　秀信
1　期日　平成21年９月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月28日
福岡地方裁判所久留米支部

平成１９年（フ）第４５号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4278番地の44
破産者　古賀マリ子（旧姓阿南）
1　期日　平成21年９月25日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月29日　福岡地方裁判所直方支部

平成１９年（フ）第５６７号
香川県さぬき市寒川町石田西810番地１
破産者　有限会社ワイシープランニング
1　期日　平成21年９月３日午後２時10分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月29日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１７８号
山口県岩国市岩国２丁目11番２号、開始決定時の住所山口県岩国市錦見８丁目31番21号
破産者　林　　正志
異議申述期間　平成21年９月８日まで
平成21年７月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第６６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13492―25　財津アパート２－２、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3236番地13
破産者　坂本八重子
異議申述期間　平成21年９月29日まで
平成21年７月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０７５号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27番13―1003号
清算株式会社　株式会社ＳＷＴ
代表清算人　坂本　博之
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０７７号
東京都新宿区市谷加賀町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社和幸社
代表清算人　小堀　秀明
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第６号
群馬県安中市板鼻245番地
清算株式会社　群馬酒造株式会社
代表清算人　小山潤一郎
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０５０号
東京都新宿区西新宿１丁目19番６号
清算株式会社　株式会社ＡＴＢ
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０６１号
東京都千代田区麹町３丁目５番地
清算株式会社　株式会社オール・エンヂニアリング
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１号
埼玉県吉川市旭７番地１
清算株式会社　株式会社ジェイポス
代表清算人　藤田　浩司
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙（省略）記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、当該時点において清算株式会社の保有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙（省略）記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
2　各協定債権者は、清算株式会社から第１項による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額並びに各協定債権に対する利息及び遅延損害金につき、その債権を放棄する。
3　清算株式会社は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項と同様の方法により弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
さいたま地方裁判所越谷支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第１４号
札幌市北区太平７条１丁目１番18号
再生債務者　株式会社道ケン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目　南大通ビル４階　といかわ法律事務所　弁護士　樋川　恒一
平成21年７月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第３号
茨城県東茨城郡城里町下古内776番地
再生債務者　株式会社サザンヤードカントリークラブ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　水戸市千波町1950　ウエーブ21ビル２階Ａ―３号　あおい法律事務所　弁護士　飯島　章弘
平成21年７月27日　　水戸地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第５号
新潟県新潟市中央区桜木町１番３号
再生債務者　株式会社家康書店
1　決議に付する計画案　平成21年６月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年９月11日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年９月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月10日
平成21年７月27日　　新潟地方裁判所民事部